

平成 29 年 4 月 28 日

宮崎県 県土整備部  
部長 殿

〒883-0004 日向市浜町 3-29

黒木紹光

TEL・FAX0982(95)0002

## 申入書

表題の件、一連の県土整備部の対応について調査の結果、下記の結論に至りましたので、ご報告申し上げます。

尚、当報告内容に関して、当事者として、現状の違法状態を早急に解消し、かつ処罰を受ける必要があるものについては、受けて頂くご対応が必要かと存じます。

そこで、大変恐縮ではございますが、ご対応内容を決定して頂き次第、ご一報頂けるよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 県土整備部長、管理課長、建設業担当、日向土木事務所総務課建築担当の4名は、共謀して、県が、平成10年2月末実施されなければならなかったリマークビル新築工事完了検査の申請がないことに対する是正指導を怠った事実にも拘わらず、平成14年1月リマークビル増築工事確認申請を受理した不正事実を、「回答できる立場にありません。」との意味不明な文言を言葉巧みに使用して回答することで事実を悟られぬよう工作し、さらに続く問合せに対しては回答自体を回避することで隠蔽を図った。

これは、明かに、建築基準法第7条及び建築士法違反に該当する株式会社辰工務店及び現場代理人の告発を怠ったことによる刑事訴訟法第239条2（公務員の告発義務）違反、さらに、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）違反に該当するから、地方公務員法第29条2（懲戒）を免れることはできない。

2. 県土整備部長、管理課長、建設業担当、日向土木事務所総務課建築担当の4名は、共謀して、株式会社辰工務店が、建築基準法第7条及び建築士法違反に該当することによる建設業法第28条（指示及び営業の停止）第1項の3に該当することによる監督処分相当、及び「有資格業者の入札参加資格停止に関する要領」第13条（措置要件の適用基準）(11)ウ相当であるにも拘わらず、これを怠っており、地

方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）違反に該当するから、地方公務員法第29条2（懲戒）を免れることはできない。

3. 県土整備部長、管理課長、建設業担当の3名は、共謀して、職員OB再就職情報の提供依頼に対して、「実態を把握していません。」との不誠実な文言を言葉巧みに使用して回答することで事実を悟られぬよう工作し、さらに続く問合せに対しては回答自体を回避することで隠蔽を図った。

これは、明かに、地方公務員法第30条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」を逸脱し、国民の知る権利を尊重することなく、国民が消費者として建築業者を選択する際に重要となる情報を入手する権利の行使を妨害するところの刑法第193条（公務員職権濫用罪）を免れることはできない。

以上